

平成 29 年度

佐賀県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付の手引き

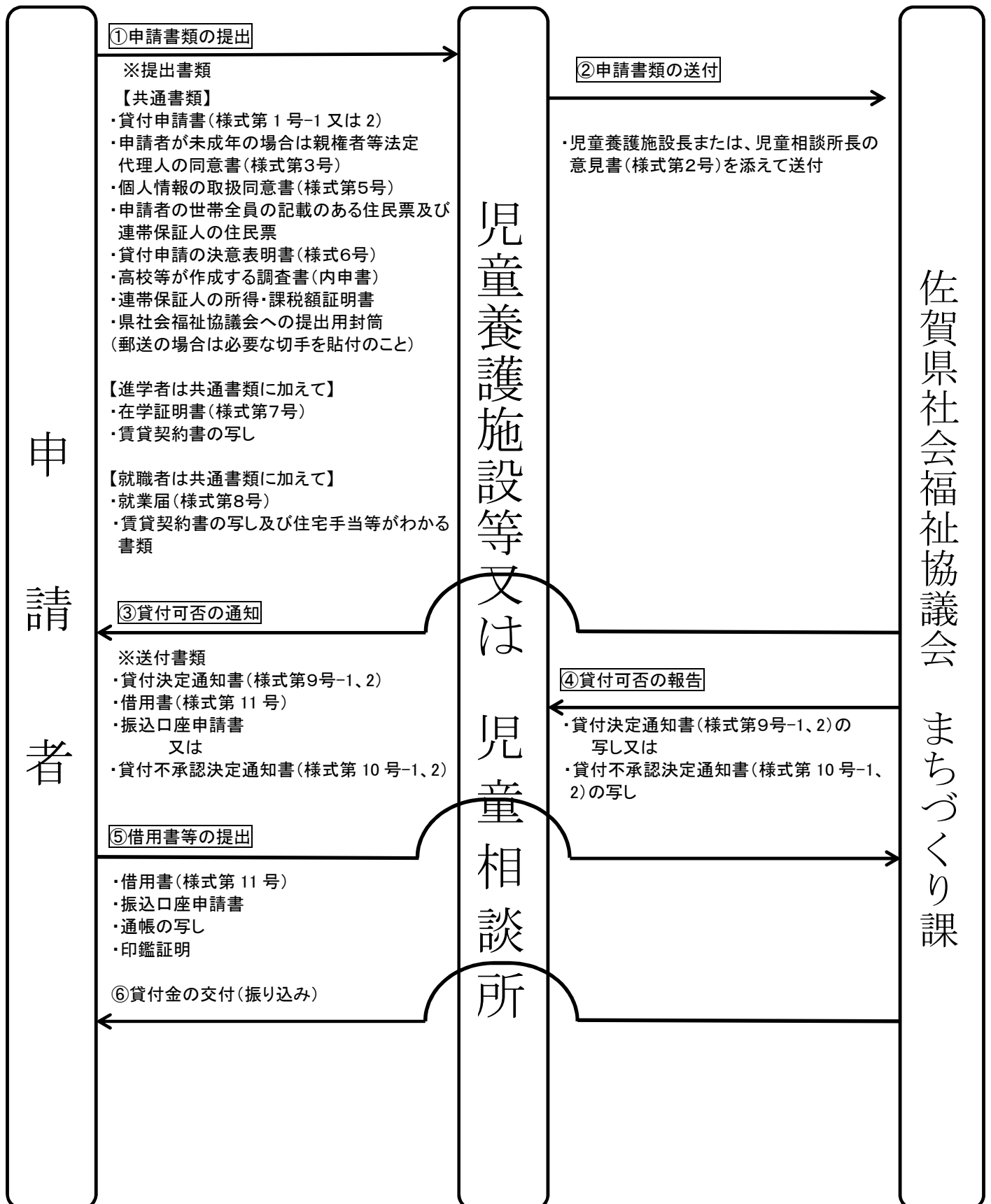


社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号
電話0952-23-5886 FAX0952-25-2980

目 次

1	制度の概要	．．．．．	P 1	～	P 3
2	自立支援資金の貸付申請手続き	．．．．．	P 3	～	P 4
3	貸付対象者の選考及び決定	．．．．．	P 5		
4	貸付決定後の提出書類	．．．．．	P 5		
5	貸付金の額の変更	．．．．．	P 5	～	P 6
6	貸付の辞退	．．．．．	P 6		
7	貸付契約の解除	．．．．．	P 6		
8	返還の債務の履行猶予	．．．．．	P 6	～	P 7
9	返還の債務の当然免除	．．．．．	P 7	～	P 8
10	返還の債務の裁量免除	．．．．．	P 8	～	P 9
11	返還	．．．．．	P 9	～	P 10
12	延滞利子	．．．．．	P 11		
13	届出義務について	．．．．．	P 11		
14	申請・届出に必要な書類一覧	．．．．．	P 12	～	P 19
15	様式集	．．．．．	P 19	～	P 21
16	用語の説明	．．．．．	P 22		
17	自立支援資金貸付事業に関するQ & A	．．．．．	P 23	～	P 25

佐賀県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 申請から交付までの流れ（フローチャート）



1 制度の概要

佐賀県児童養護施設退所者等自立支援資金とは

児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）を貸付け、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

貸付後、一定の条件（P7の「9 返還の債務の当然免除」及びP8の「10 返還の債務の裁量免除」を参照）を満たした場合には、申請によって返還が免除となります。

1 募集期間 進学者の生活支援費及び家賃支援費

平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 5 月 17 日【必着】

資格取得支援費及び就職者の家賃支援費

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日【必着】

2 概要

資金種類	貸付対象者	対象経費	貸付期間	貸付額
生活支援費	学校教育法第83条に規定する大学、同法第15条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）への進学を機に、佐賀県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した方又は佐賀県内に居住する里親若しくは佐賀県内に所在するファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、進学先の大学等に在学する方（以下「進学者」という。）	生活費	大学等に在学する正規の就学期間内で本会が決定する期間	月額 50,000円
	※進学者には、児童福祉法に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された方及び正規の修学年数の範囲内で大学等に在学している方を含みます。			
家賃支援費	進学者のほか、就職を機に児童養護施設等を退所された方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（以下「就職者」という。）	家賃相当額（管理費及び共益費を含む）	進学者：大学等に在学する正規の就学期間内で本会が決定する期間 就職者：退所又は委託解除後2年を限度として就労している期間で本会が決定する期間	居住地の生活保護住宅扶助額 単身世帯の額を限度
	※住宅手当を受給されている場合は、家賃相当額から当該住宅手当を控除した額と限度額を比較していずれか少ない額が貸付月額となります。 ※就職者には、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除となった方を含みます。なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に就職により児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となられた方も対象に含まれますが、貸付期間（退所又は委託解除後2年を限度）に限りがありますのでご注意ください。			

資金種類	貸付対象者	対象経費	貸付期間	貸付額
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方のほか、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内で、大学等に在学する方であって、就職に必要となる資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）	資格取得に要する費用の実費 （受講料、教科書代、教材の購入費等、受験手数料）	貸付決定後一括交付	250,000円以内
	※資格取得支援費の対象経費に対し、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を貸付額とします。また、対象経費が、共同募金等他の民間助成金の対象となっている場合は、当該助成金を控除した額を貸付額とします。なお、当該資格の取得期限については、貸付け決定した月の翌月から2年間で、これを過ぎると貸付金を返還することになりますのでご注意ください。			

連帯保証人及び法定代理人	<p>申請には、原則として、連帯保証人（一人）を立てなければなりません。（65歳未満の生計を一にしない成年の者で、原則として県内に住所を有する者。）</p> <p>申請者が未成年である場合は法定代理人の同意書が必要です（法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合には省略可）。借受人が成年に至った際には、直ちに債務承認書の提出が必要となります。</p> <p>なお、債務承認書の提出が確認できた場合に、連帯保証人を解除することもできます。</p> <p>※連帯保証人を立てない場合に貸付を行うことができるのは、本会会長が総合的に判断し適当と認める場合に限られます。</p>
貸付利子	無利子
延滞利子	年5.0%
貸付金の交付方法	借用書提出後、家賃支援費については、月額分を原則毎月15日に、資格取得支援費については、一括で貸付を受ける方の指定された口座へ振り込みます。

返還免除条件	<p>次の要件を満たした場合は、返還の債務を免除します。</p> <p>①【進学者】 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき。</p> <p>②【就職者】 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。</p> <p>③【資格取得希望者】 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。)</p> <p>④ ①～③の就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。</p> <p>※就業については、常勤に限りませんが、1週間の所定労働時間は20時間以上のものに限ります。(履行猶予〔8〕等この貸付事業の全ての取扱いにおいて、適用となります。)</p>
返還方法	<p>返還(〔11〕参照)となった場合は、一回払、若しくは借受けた期間の2.5倍の期間内(資格得支援費のみ貸付けた場合は2年以内)に、月賦又は半年賦の均等払方式での返還となります。</p>

3 平成29年度貸付募集枠

進学者	若干名(先着順)
就職者	若干名(先着順)
資格取得希望者	若干名(先着順)

2 自立支援資金の貸付申請手続き

(1) 自立支援資金の貸付けを希望する方は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、児童養護施設等に入所中若しくは、退所された方の場合は、当該児童養護施設等施設長に里親等に委託中若しくは、委託解除された方の場合は児童相談所長に提出(所定の期日の1週間前を目途に提出)してください。

児童養護施設等施設長又は児童相談所長は、「児童養護施設等施設長・児童相談所長の意見書(様式第2号)」を作成のうえ、所定の期日までに本会へ提出してください。

① 貸付申請書(進学者・就職者用 様式第1号-1、資格取得者用 様式第1号-2)

※他の貸付と重複しての貸付はできません。

② 児童養護施設長または、児童相談所長の意見書(様式第2号)

③ 申請者が未成年の場合は親権者等法定代理人の同意書(様式第3号)

※なお、この場合において、申請者が成年に至った際には、直ちに「債務承認書」(様式第4号)を提出してください。

④ 個人情報の取扱同意書(様式第5号)

⑤ 申請者の世帯全員の記載のある住民票及び連帯保証人の住民票(※本籍が省略されていないもの。マイナンバーの記載がないもの)

⑥ 貸付申請にあたっての決意表明書(様式第6号)

⑦ 高校等が作成する調査書(内申書)

⑧ 連帯保証人の所得・課税額証明書

- (2) **進学者** の場合は (1) に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出してください。
- ① 大学に在学することを証明する書類。在学証明書 (様式第7号)
 - ② 家賃支援費の貸付けを希望する場合には、1か月の家賃相当額がわかる書類。(賃貸契約書の写し)
- (3) **就職者** の場合は (1) に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出してください。
- ① 就業していることを証明する書類。就業届 (様式第8号)
 - ② 1か月の家賃相当額がわかる書類 (賃貸契約書の写し) また、事業所から支給される住宅手当を受けている若しくは受ける予定の場合は、当該手当の支給開始時期及び額がわかる書類。
- (4) **資格取得希望者** の場合は (1) に掲げる書類に加えて次に掲げる書類を提出してください。
- ① 資格取得に要する費用が確認できる書類 (パンフレット等)
 - ② 大学等に在学していることを証明する書類。在学証明書 (様式第7号)
- (5) (1) から (4) の書類 (児童養護施設長または、児童相談所長の意見書を除く) 及び本会への提出用封筒を同封のうえ、児童養護施設又は児童相談所へ送付してください。
- | |
|---------------------------------|
| ① 児童養護施設等に入所中若しくは退所した者 ⇒ 児童養護施設 |
| ② 里親等に委託中若しくは委託解除された者 ⇒ 児童相談所 |



児童養護施設又は児童相談所は、「児童養護施設長または、児童相談所長の意見書 (様式第2号)」を作成のうえ、(1) から (4) の書類を本会提出用封筒により所定の期日までに提出してください。

本会提出用封筒に記入する送付先

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号 (佐賀県社会福祉会館内)
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 まちづくり課 TEL0952-23-5886

※郵送の場合は、(1) から (4) までの書類を折り曲げずに封入できる封筒 (定形外角2封筒 A4サイズがおらずに入る封筒) とし、郵送料金不足のないよう必要な額の郵便切手を封筒に貼付して、本会へ郵送してください。(切手の料金不足の場合、本会で受取できず、提出期限までに、間に合わない場合もありますので、ご注意ください。)

参考 佐賀県中央児童相談所 電話 : 0952-26-1212
〒840-0851 佐賀市天祐 1-8-5 (佐賀県総合福祉センター内)

3 貸付対象者の選考及び決定

本会会長は、提出された貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、選考のための委員会の意見をもとに、自立支援資金貸付の適否及び貸付を行う場合はその額を決定します。

貸付の適否等は、貸付決定通知書（様式第9号-1、様式第9号-2）又は、貸付不承認決定通知書（様式第10号-1、様式10号-2）により、申請者、連帯保証人及び児童養護施設等の施設長、若しくは児童相談所の所長に対し通知します。

4 貸付決定後の提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から15日以内に下記①～④の書類を提出ください。

※期限までに提出がない場合は、資金の借入を辞退したものとみなします。

① 借用書（様式第11号）

- ・貼付する収入印紙の額は貸付額により異なるため、決定通知とともにお知らせします。
- ・申請者、連帯保証人の署名は、全て自署でなければなりません。本人以外の署名であることが判明したときは、借用契約を無効とし、貸付金の一括での返還を請求する場合があります。
- ・借用書の押印は、必ず実印である必要がありますので、全員実印登録を行ってください。
- ・収入印紙を貼付し、申請者の実印で割印を押してください。

② 印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人）

- ・行政機関が3か月以内に発行したもの。
- ・債務者である申請者・連帯保証人は印鑑登録証明書の提出が必要です。

③ 振込口座申請書

- ・振込用の口座にネット銀行の口座を使用することはできません。
- ・銀行の支店で統廃合等がある場合、送金ができなくなりますので、必ずご確認のうえ、お間違えの無いようにご記入ください。

④ 振込口座通帳の写し

- ・金融機関名、通帳名義（フリガナ）、口座番号が確認できるもの。
- ・振込口座申請書に記載された、振込口座通帳の写しを提出してください。

5 貸付金の額の変更

自立支援資金の貸付を受けた方（以下「借受人」という。）のうち、家賃支援費の借受人は、家賃や住宅手当の額の変更により、1か月当たりの貸付額の変更が必要となった場合は、その事実が発生した日か

ら起算して15日以内に家賃額等変更届（様式第12号）に家賃額や住宅手当の額の変更がわかる書類を添付のうえ、本会あて提出してください。

貸付契約額の変更を決定した場合、貸付額変更決定通知書（様式第13号）により、借受人及び連帯保証人に対し通知します。

決定通知を受けた借受人は、ただちに貸付額変更契約書（様式第14号）を本会あて提出してください。なお、変更契約書に貼付する印紙は借受人の負担となります。

6 貸付の辞退

借受人は、自立支援資金の貸付けを辞退しようとするときは、辞退届（様式第15号）を本会あて提出してください。

7 貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、自立支援資金の貸付契約を解除し、解除通知書（様式第16号）により、借受人及び連帯保証人に通知します。

当該契約解除の通知を受けた借受人は、すでに借受けた自立支援資金について、本会会長が指示する金額を返還しなければなりません。

- ① 進学者が大学等を退学または学業継続が困難と認められる重大な懲罰を受けたとき。
- ② 就職者が就職先を離職したとき。
- ③ 進学者又は就職者が死亡したとき。
- ④ 虚偽その他不正の方法により自立支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- ⑤ 貸付の対象者でなくなったとき。
- ⑥ その他自立支援金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※借受人が自立支援金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも該当します。

8 返還の債務の履行猶予

【猶予となる事項】

借受人が次のいずれかに該当する場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行猶予を受けることができます。

- ① 進学者が、貸付契約を解除された後も、引き続き大学等に在学しているとき。
- ② 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき及び大学等に在学しているとき。
- ③ 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき。
- ④ 災害、疾病、負傷、育児休業その他就業を継続することが困難であると客観的に判断できる事由があるとき。

※【当然猶予】⇒①、②については、その事由が継続している期間、すべて猶予されます。

【裁量猶予】⇒③、④については、その事由が継続している期間のうち、申請日以降で本会会長が認める期間について猶予されます。

【猶予の手続き】

借受人は、返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（様式第19号）及び猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、本会あて提出してください。

返還猶予申請書を受理後、返還猶予を決定したときは、返還猶予承認通知書（様式第20号-1、様式第20号-2）、猶予することを認めないと決定したときは、返還猶予不承認通知書（様式第21号-1、様式第21号-2）により、借受人及び連帯保証人へ通知します。

9 返還の債務の当然免除

【当然免除の条件】

次のいずれかに該当する場合、貸付を受けた自立支援資金の返還の債務を免除されます。

進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

就職者 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

資格取得希望者 . . . 就職した日から 2年間引き続き就業を継続したとき。（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から 1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。）及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。

返還債務の当然免除等となる就業期間の算定方法について

(1) 返還債務の当然免除となる就業継続期間前に、離職したとき又は就職先の倒産等により就労できなくなったことで、再就職のための求職活動を行っている場合には、求職期間中も継続して就業しているとみなして、就業継続期間に算入します。 ただし、算入できる期間は最長で1年間とし、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えてください。（求職期間中に5年間の期間満了日を迎える場合は、再就職した日を満了日とします。）

また、1年間を超える求職期間については、就業継続期間には算入しませんが、就業しているものとみなして、裁量猶予期間の対象とします。

なお、算定の基礎となる就業時間については、1週間の所定労働時間が20時間以上とし、就職した月を起算点とします。1日当たりの労働時間については特段の定めはありません。

(2)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により退職し、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業しているとみなしますが、離職期間は就業継続期間には算入しません。

10 返還の債務の裁量免除

【裁量免除の条件】

次のいずれかに該当する場合、貸付けを受けた自立支援資金(既に返還を受けた金額を除く)のうち履行期限が到来していない部分について、返還の債務の全額又は一部(本会会長が承認する額)の免除を受けることができます。

① 死亡または障害により返還の債務を履行することができなくなったとき。

【免除額：返還の債務の額の全部又は一部】

② 進学者又は就職者が、自立支援資金を借り入れた期間以上、就業を継続したとき。

(ただし、本人の責めによる事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的な退職等は除く。)

【免除額：返還の債務の額の一部】

③ 資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき。返還の債務の額の一部。

【免除額：返還の債務の額の一部】

★返還免除額算定式★

① 進学者及び就職者が借受け期間以上就業し離職した場合

$$\underbrace{\text{就業継続期間}}_{※2} \div \left[\underbrace{\text{貸付年数}}_{※1} \times 5 / 4 \right] \times \text{貸付額} = \text{返還免除額}$$

※2

※1 貸付を受けた期間が4年に満たないときは4年とします。

※2 この範囲の計算でもとめた数値が1を超えるときは、1とします。

② 資格取得希望者が1年以上就業し離職した場合

$$\text{貸付額} \times 1 / 2 = \text{返還免除額}$$

【免除の申請】

○ 5年間（資格取得希望者については2年間）引き続き、就業したとき（全額免除）

その事実の発生した日から起算して15日以内に、返還免除申請書（様式第22号-1）に当該事由について証明書（従事期間証明書（様式第23号））等を添付し、本会あて提出してください。

○ 自立支援資金の貸付を受けた期間以上（資格取得希望者については1年以上）就業したが、全額免除に該当する前に離職したとき。（一部免除）

その事実の発生した日から起算して15日以内に、返還免除申請書（様式第22号-2）に当該事由について証明書（従事期間証明書（様式第23号））等を添付し、本会あて提出してください。

一部免除の場合、返還となる額について、別途、返還計画書（様式第17号）の提出が必要です。

○ 業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき（全額免除）

※ 死亡の場合・・・連帯保証人若しくは当該借受人の相続人は、直ちに、返還免除申請書（様式第22号-1）及び借受人・連帯保証人死亡届（様式第32号）にその事実を証明する書類を添付し提出してください。

※ 業務に起因する心身の故障のため就業を継続することができなくなった場合・・・その事実の発生した日から起算して15日以内に、返還免除申請書（様式第22号-1）及び診断書等その理由を証する書類を添付し提出してください。

○ 借受人が死亡または障害により返還の債務を履行できなくなったとき（全額または一部免除）

※ 死亡の場合・・・連帯保証人若しくは当該借受人の相続人は、その事実が発生した日から起算して原則15日以内に返還免除申請書（様式第22-2号）及び借受人・連帯保証人死亡届（様式第32号）にその事実を証明する書類を添付し提出してください。

※ 障害により返還の債務を履行できなくなったとき・・・その事実の発生した日から起算して15日以内に、返還免除申請書（様式第22-2号）及び診断書等その理由を証する書類を添付し提出してください。

本会会長は、返還免除申請書を受理後、自立支援資金の返還の債務を免除することが適当であると認めるときは、返還免除承認通知書（様式第24号-1、第24号-2）により、免除することが適当ではないと認めるときは、返還免除不承認通知書（様式第25号-1、第25号-2）により借受人及び連帯保証人等へ通知します。

11 返還

【返還となる事項】

借受人が下記のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。）は、すでに借受けた自立支援資金について、本会会長が指示する金額を返還しなければなりません。

なお、返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して、借受けた期間の2.5倍に相当する期間内（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると本会会長が認めた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内、資格取得支援費のみを借受けた場合は、2年以内）に本会会長が定める金額を一回払い若しくは月払い又は年2回払い（半年毎）の均等払方式により、返還しなければなりません。均等払いの場合、途中で繰上げ返還しても構いません。

- ① 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日若しくは児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された日から1年以内に就職しなかったとき。
- ③ 資格取得支援費の借受人が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき。
- ⑤ 猶予期間が終了したとき、又は、猶予期間の更新手続きを行わなかったとき。

※上記の返還期間による返還が困難な場合には、本会会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することもできます。

【一回払い返還】

次のいずれかに該当すると本会会長が認めたときは、履行期限の到来していない返還債務の全部又は一部の額について、一回払い返還請求をする場合があります。

- ① 自立支援資金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- ② 返還金の支払を怠ったとき。
- ③ 虚偽の申請その他不正の手段により貸付を受けたとき。
- ④ 規程及び契約の条項に違反し、または本会会長の指示に従わなかったとき。

【返還の手続き】

借受人は、返還理由の生じた日から起算して15日以内に、返還計画書（様式第17号）を本会に提出して下さい。この返還計画書で返還方法や返還期間を計画していただきます。

先に提出した返還計画書に記載した返還方法及び返還額を変更するときは、直ちに返還計画変更申請書（様式第18号）を提出してください。

本会会長は、提出された返還計画書若しくは、返還計画変更申請書に基づき、返還額及び返還期間を決定したのち、返還明細書を作成し借受人及び連帯保証人に通知します。

【返還方法】

返還金は本会が指定する口座への入金（金融機関備え付けの振込用紙を使用。振込の手数料は負担していただきます。）、もしくは直接、本会に持参していただきます。口座振替は利用できません。

12 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年5.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。(延滞利子の計算については、年365日として計算します。)

13 届出義務について

在学中及び就業中に、下記のことについては、本会への届出や申請手続きを行う必要があります。その理由が生じた場合、直ちに所定の様式により届出書等を提出してください。

- 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。住所・氏名変更届（様式第26号）
- 借受人が、退学、休学、復学、留年若しくは卒業したとき、又は停学の処分を受けたとき。退学・休学・停学・復学・留年・卒業届（様式第27号）
- 就職が決定したとき。就業届（様式第8号）
- 離職したとき。離職届（様式第28号）
- 再就職したとき。再就職届（様式第29号）
- 求職活動を行ったとき。求職活動実施状況届（様式第30号）
- 資格取得支援資金の借受人が、当該資金の対象資格を取得したとき。資格取得届（様式第31号）
- 借受人又は連帯保証人が死亡したとき。借受人・連帯保証人死亡届（様式第32号）
- 借受人の返還免除が決定するまでの間。
毎年4月20日までに、大学等在学中の場合は在学証明書（様式第7号）、その他の場合は現況届（様式第33号）

※届出に必要な書類については、「14 申請・届出に必要な書類一覧」をご参照ください。

14 申請・届出に必要な書類一覧

【1-1】生活支援費や家賃支援費の貸付を受けた進学者【在学中】				
事項	提出書類	書式	提出期限	備考
進級したとき	在学証明書	様式第7号	毎年4月20日 までに	在学期間中は、毎年提出 が必要です。
休学、停学、復学、 留年したとき	退学・休学・停学・復学・留年・ 卒業届 【疾病による場合】 診断書の写し	様式第27号	ただちに	※疾病による場合は診 断書の写しを添付して ください。
貸付を辞退すると き（引き続き在学す る場合）	辞退届 返還猶予申請書	様式第15号 様式第19号	ただちに	貸付契約を解除した後 も引き続き大学等に在 学している場合は、返還 の猶予申請ができます。
借受人及び連帯保 証人の氏名、住所等 に変更があったと き	住所・氏名変更届 住民票の抄本	様式第26号 行政機関が3 ヵ月以内に発 行したもの	ただちに	
借受人が死亡した とき	借受人・連帯保証人死亡届 事実を証明する書面（死亡診 断書等）	様式第32号	原則15日以内 に	連帯保証人、借受人の相 続人、又は親族が提出し てください。
家賃額を変更した 場合（家賃支援費の 借受人のみ）	家賃額等変更届 賃貸契約書の写し	様式第12号	15日以内に	貸付額が変更となる場 合もありますので事前 にご相談ください。

【1-2】生活支援費や家賃支援費の貸付を受けた進学者【卒業後】				
事項	提出書類	書式	提出期限	備考
卒業時	退学・休学・停学・復学・留年・卒業届	様式第27号	ただちに	卒業後、就職するまでの間の返還猶予の申請となります。
	返還猶予申請書	様式第19号		
毎年4月1日現在の就業状況を確認（就業中は全員必須）	現況届	様式第33号	毎年4月20日までに	返還免除となるまでの間、提出してください。
大学等を卒業した日から、1年以内に就職したとき	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	5年間引き続き就業すると返還を免除できます。
	就業届	様式第8号		
大学等を卒業した日から、1年以内に就職しなかったとき	返還計画書	様式第17号	15日以内に	返還通知書に基づき返還開始となります。
返還計画の変更をするとき	返還計画変更申請書	様式第18号	ただちに	返還期間中に、返還計画内容を変更したい場合は、必ず本会に連絡下さい。
休職したとき	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない事由で就労を継続することが困難である場合に提出してください。
	医師の診断書の写し又は被災・罹災証明等			
借受人及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	住所・氏名変更届	様式第26号	ただちに	
借受人が死亡したとき	借受人・連帯保証人死亡届	様式第32号	原則15日以内に	連帯保証人、借受人の相続人又は親族が提出してください。
	事実を証明する書面（死亡診断書等）			

事項	提出書類	書式	提出期限	備考
離職し、再就職のための求職活動をおこなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	求職活動を始めた日から求職活動が終了するまでの日（就職内定日）、または、その活動が6ヶ月を超えない日の何れか早い期間に提出してください（求職活動開始日から半年に1回提出）。なお、求職活動が6ヶ月を超えた場合は、その日から更に6ヶ月を超えない期間内に再度提出してください。
	返還猶予申請書	様式第19号		
	従事期間証明書	様式第23号	15日以内に	
就業先を変更したとき	離職届	様式第28号	ただちに	
	従事期間証明書	様式第23号 ※旧就業事業所の証明が必要です。	15日以内に	
	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	
	就業届	様式第8号 ※新就業事業所の証明が必要です。		
	再就職届	様式第29号		
貸付を受けた期間以上の期間、就業したとき	返還免除申請書	様式第22号-1 様式第22号-2	15日以内に	5年間の従事期間継続の全額免除の要件を満たしたときは、様式第22号-1で申請してください。それ以外は様式第22号-2で申請してください。
	従事期間証明書	様式第23号		
就業継続ができなくなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	返還通知書に基づき返還開始となります。
	返還計画書	様式第17号	15日以内に	
返還計画の変更をするとき	返還計画変更申請書	様式第18号	ただちに	返還期間中に、返還計画内容を変更したい場合は、必ず本会に連絡下さい。

【2】家賃支援費を借り受けた就職者				
事項	提出書類	書式	提出期限	備考
毎年4月1日現在の就業状況を確認（就業中は全員必須）	現況届	様式第33号	毎年4月20日までに	返還免除となるまで間、提出してください。
貸付を辞退するとき（引き続き就業する場合）	辞退届	様式第15号	ただちに	理由が生じた場合は提出してください。
	返還猶予申請書	様式第19号		
休職したとき	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない事由で就労を継続することが困難である場合に提出してください。
	医師の診断書の写し又は被災・罹災証明等			
借受人及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	住所・氏名変更届	様式第26号	ただちに	
借受人が死亡したとき	借受人・連帯保証人死亡届	様式第32号	原則15日以内に	連帯保証人、借受人の相続人又は親族が提出してください。
	事実を証明する書面（死亡診断書等）			
離職し、再就職のための求職活動をおこなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	求職活動を始めた日から求職活動が終了するまでの日（就職内定日）、または、その活動が6ヶ月を超えない日の何れか早い期間に提出してください（求職活動開始日から半年に1回提出）。なお、求職活動が6ヶ月を超えた場合は、その日から更に6ヶ月を超えない期間内に再度提出してください。
	返還猶予申請書	様式第19号		
	従事期間証明書	様式第23号	15日以内に	
	求職活動実施状況届	様式第30号		

事項	提出書類	書式	提出期限	備考
就業先を変更したとき	離職届	様式第28号	ただちに	
	従事期間証明書	様式第23号 ※旧就業事業所の証明が必要です。	15日以内に	
	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	
	就業届	様式第8号 ※新就業事業所の証明が必要です。		
	再就職届	様式第29号		
貸付を受けた期間以上の期間、就業したとき	返還免除申請書	様式第22号-1 様式第22号-2	15日以内に	5年間の従事期間継続の全額免除の要件を満たしたときは、様式第22号-1で申請してください。それ以外は様式第22号-2で申請してください。
	従事期間証明書	様式第23号		
就業継続ができなくなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	返還通知書に基づき返還開始となります。
	返還計画書	様式第17号	15日以内に	
返還計画の変更をするとき	返還計画変更申請書	様式第18号	ただちに	返還期間中に、返還計画内容を変更したい場合は、必ず本会に連絡下さい。

【3】資格取得支援費を借り受けた方				
事項	提出書類	書式	提出期限	備考
毎年4月1日現在の在学状況を確認	在学証明書	様式第7号	毎年4月20日までに	在学期間中は、毎年提出してください。
毎年4月1日現在の就業状況を確認（就業中は全員必須）	現況届	様式第33号	毎年4月20日までに	返還免除となるまでの間、提出してください。
資格を取得したとき	資格取得届	様式第31号	ただちに	資格取得届と資格取得の登録証の写しを提出してください。
	資格を取得したことを証明する証書・免許等の写し			

事項	提出書類	書式	提出期限	備考
貸付の対象となった資格を取得する見込みがなくなったとき	返還計画書	様式第17号	15日以内に	貸付後、2年以内に資格取得ができなかった場合は返還となります。
返還計画の変更をするとき	返還計画変更申請書	様式第18号	ただちに	返還期間中に、返還計画内容を変更したい場合は、必ず本会に連絡ください。
進学後に貸付を受けた方の卒業時	退学・休学・停学・復学・留年・卒業届	様式第27号	ただちに	卒業後、1年間の措置期間中に就職できなければ、返還開始となります。
	返還猶予申請書	様式第19号		
資格取得希望者が、大学等を卒業した日若しくは児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された日から1年以内に就職しなかったとき。	返還計画書	様式第17号	15日以内に	
就職したとき	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	
	就業届	様式第8号		
休職したとき	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	災害、疾病、負傷、育児休業その他やむを得ない事由で就労を継続することが困難である場合に提出してください。
	医師の診断書の写し 又は被災・罹災証明等			
借受人及び連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	住所・氏名変更届	様式第26号	ただちに	
借受人が死亡したとき	借受人・連帯保証人死亡届	様式第32号	原則15日以内に	連帯保証人、借受人の相続人又は親族が提出してください。
	事実を証明する書面 (死亡診断書等)			

事項	提出書類	書式	提出期限	備考
離職し、再就職のための求職活動をおこなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	求職活動を始めた日から求職活動が終了するまでの日（就職内定日）、または、その活動が6ヶ月を超えない日の何れか早い期間に提出してください（求職活動開始日から半年に1回提出）。なお、求職活動が6ヶ月を超えた場合は、その日から更に6ヶ月を超えない期間内に再度提出してください。
	返還猶予申請書	様式第19号		
	従事期間証明書	様式第23号	15日以内に	
	求職活動実施状況届	様式第30号		
就業先を変更したとき	離職届	様式第28号	ただちに	
	従事期間証明書	様式第23号 ※旧就業事業所の証明が必要です。	15日以内に	
	返還猶予申請書	様式第19号	ただちに	
	就業届	様式第8号 ※新就業事業所の証明が必要です。		
	再就職届	様式第29号		
就業継続ができなくなったとき	離職届	様式第28号	ただちに	返還通知書に基づき返還開始となります。
	返還計画書	様式第17号	15日以内に	
返還計画の変更をするとき	返還計画変更申請書	様式第18号	ただちに	返還期間中に、返還計画内容を変更したい場合は、必ず本会に連絡下さい。

事項	提出書類	書式	提出期限	備考
1年以上就業したとき	返還免除申請書	様式第22号-1 様式第22号-2	15日以内に	2年間の従事期間継続の全額免除の要件を満たしたときは、様式第22号-1で申請してください。それ以外は様式第22号-2で申請してください。
	従事期間証明書	様式第23号		

15 様式集

【様式一覧】		
様式名称	様式番号	様式説明
貸付申請書 進学者・就職者用 資格取得者用	様式第1号-1 様式第1号-2	貸付を申請する場合、世帯全員の記載のある住民票及び連帯保証人の住民票、高校等が作成する調査書、連帯保証人の所得・課税額証明書に加え資金種別毎に必要な書類を添付してください。
児童養護施設等の施設長、児童相談所長の意見書	様式第2号	入所している若しくは入所していた児童養護施設等の施設長、里親等に委託措置されている若しくは委託されていた場合は児童相談所長の意見書を貸付申請に添付してください。
親権者等法定代理人の同意書	様式第3号	申請者が未成年である場合、法定代理人の同意が必要となります。署名捺印後、貸付申請の際に提出してください。
債務承認書	様式第4号	申請時、未成年であり法定代理人の同意を得て申請した場合、提出が必要となります。申請者が成年に至った際は提出してください。
個人情報の取扱同意書	様式第5号	個人情報の取り扱いについて、内容をご承諾いただいた上で、署名捺印をお願いします。貸付申請の際に提出してください。
決意表明書	様式第6号	進学や就職に際しての熱意や将来計画を記入していただきます。貸付申請の際に提出してください。

様式名称	様式番号	様式説明
在学証明書	様式第 7 号	貸付申請の際や大学等に在学中は提出してください。(大学等に在学している場合。)
就業届	様式第 8 号	就職した際は、提出してください。
貸付決定通知書	様式第 9 号-1 様式第 9 号-2	貸付が決定後、本会より申請者、連帯保証人及び児童養護施設長もしくは児童相談所長へ通知します。
貸付不承認決定通知書	様式第 10 号-1 様式第 10 号-2	貸付不承認の場合は本会より、申請者、連帯保証人及び児童養護施設長もしくは児童相談所長へ通知します。
借用書	様式第 11 号	貸付決定通知後、印鑑証明書(申請者及び連帯保証人)を添付し、収入印紙を貼り提出してください。
家賃額等変更届	様式第12号	家賃額や住宅手当が変更した場合は、提出してください。
貸付額変更決定通知書	様式第 13 号	貸付契約額の変更を決定したときは本会より、借受人及び連帯保証人へ通知します。
貸付額変更契約書	様式第 14 号	貸付額変更決定後、印紙を貼付して提出してください。
辞退届	様式第 15 号	貸付契約を解除したい場合は、提出してください。
解除通知書	様式第 16 号	貸付契約を解除した場合に本会より借受人及び連帯保証人に通知します。
返還計画書	様式第 17 号	返還の理由が生じた日から15日以内に返還期間や返還方法等を記入し、提出してください。
返還計画変更申請書	様式第 18 号	返還計画の内容を変更する場合は、提出してください。
返還猶予申請書	様式第 19 号	返還の猶予を受けようとする場合は、証明書類を添付し提出してください。
返還猶予承認通知書	様式第 20 号-1 様式第 20 号-2	猶予することが適当であると本会が認めた際に、借受人及び連帯保証人へ通知します。
返還猶予不承認通知書	様式第 21 号-1 様式第 21 号-2	猶予することが適当ではないと本会が認めた際に、借受人及び連帯保証人へ通知します。
返還免除申請書	様式第 22 号-1 様式第 22 号-2	返還の免除に該当する事由が発生した際は提出してください。
従事期間証明書	様式第 23 号	5年の免除期間が終了した場合や、従事先を変更した場合等、これまでの業務従事期間を確認するために必要となりますので、提出してください。

様式名称	様式番号	様式説明
返還免除承認通知書	様式第 24 号-1 様式第 24 号-2	返還の免除が適当であると本会が認めた際に申請者等へ通知します。
返還免除不承認通知書	様式第 25 号-1 様式第 25 号-2	返還の免除が適当ではないと本会が認めた際に申請者等へ通知します。
住所・氏名変更届	様式第 26 号	氏名・住所等に変更があった場合に住民票の抄本を添付し、提出してください。
退学・休学・停学・復学・留年・卒業届	様式第 27 号	退学、休学、停学、復学、留年、卒業した場合は提出してください。※大学等の証明が必要です。
離職届	様式第 28 号	退職後に、離職したことを証明する書類（離職証明書等）を添付し、提出してください。
再就職届	様式第 29 号	就業先を変更した場合は、旧従事先の従事期間証明書を添付し、提出してください。
求職活動実施状況届	様式第 30 号	一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合は求職活動を証明する書類を添付し、提出してください。
資格取得届	様式第 31 号	資格を取得した場合は提出してください。
借受人・連帯保証人死亡届	様式第 32 号	借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は借受人の相続人又は親族が、連帯保証人が死亡した場合は、借受人又は連帯保証人の親族が（死亡診断書又は除籍抄本）を添付し、原則15日以内に提出してください。
現況届	様式第 33 号	就職し、返還の猶予を受けている期間は毎年4月20日までに提出してください。

16 用語の説明

◎^{へんかん}返還とは

この事業は、児童養護施設等退所者等で就職や進学をした者のうち、住居や生活費等、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、家賃相当額や生活費の貸付を行うとともに、児童養護施設等に入所中の者に対し、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うものです。

そのため、本来は貸付けを受けたお金（貸付金）は返さなければいけません。このように、返還とは、貸付けを受けた自立支援資金を返すことをいいます。返済や償還という言葉も、お金を返すという意味です。

◎^{めんじょ}返還の当然免除とは

貸付金返還の当然免除とは、本来、貸付けを受けたお金は返還しなければいけません。条件を満たすことができれば、本会会長に申請し承認された場合は、貸付けを受けた自立支援金の返還をしなくてもよくなることをいいます。

◎^{めんじょ}返還の裁量免除とは

貸付金返還の裁量免除とは、本来、貸付けを受けたお金は返還しなければいけません。条件を満たすことができれば、本会会長に申請し承認された場合は、貸し付けを受けた自立支援金の全部又は一部を返還しなくてもよくなることをいいます。

◎^{ゆうよ}返還の猶予とは

貸付金返還の猶予とは、貸付を受けた人が、就業している期間などにおいて、返還を求めないことをいいます。返還の猶予には毎年1回、現在の状況報告（現況届 様式第33号）が必要となりますが、免除達成まで猶予を受け続けることができます。報告を行わない場合は返還開始となります。

◎^{ようしき}様式とは

各種の申請や、報告のために使用する書類のことをいいます。

（様式一覧は19頁～21頁参照）

17 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関する Q & A

問1 大学の寮に入寮中であり、措置延長されている場合は、貸付けの対象になりますか。

(答) 措置延長され、措置費の対象となっている場合には、対象となりません。

問2 大学に進学して、進学者向けの貸付けを受けていたが、大学を中途退学して就職した場合は、そのまま貸付けの対象になりますか。

(答) 対象となりません。

問3 大学卒業後、大学院に入学した場合は、正規修学年数の期間は新たな貸付けの対象になりますか。

(答) 大学院に入学した場合は、貸付けの対象にはなりません。

問4 施設退所後に一定期間経過した後、進学又は就職した場合は貸付けの対象になりますか。

(答) 進学や就職を機に退所した方でなければ、対象にはなりません。

問5 進学又は就職により措置解除された後、私的契約によって施設内で生活している場合であっても、生活支援費の貸付けの対象になりますか。

(答) 対象となります。

問6 高専に2年間在籍し、大学へ3年生から編入した場合、高専在籍の2年間及び大学3年～4年の2年間、合計で4年間分が貸付けの対象になりますか。

(答) 高専在籍中及び大学在学中の4年間が対象になります。

問7 社宅等が準備されている会社等に就職する場合、社宅（自前の社宅、借り上げアパート等）であったとしても、少額でも賃料がかかれば家賃支援費の対象と考えてよいのですか。また、会社から住宅手当が支出されている場合の取扱いはどうなりますか。

(答) 家賃として賃料が発生していれば、その分については対象になります。また、会社から住宅手当が支出されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付けの対象となります。

問8 まかない付き(食事付き)の寮のような形態の場合、食費等(食費、光熱水費、共益費…)も含めて「家賃」と考えてよいのですか。

(答) 食費等は除くこととし、家賃のみが対象となります。

問9 返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とありますが、雇用形態は正規雇用に限定されるのでしょうか。

(答) 就業の考え方については、以下のとおりとなります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除かれます。
- ② 1日当たりの労働時間については特段の定めは設けていません。

問10 返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とありますが、どのような考え方でしょうか。

(答) 5年間の就業継続についての考え方は以下のとおりとなります。

① 一旦離職したが、再就職のために就職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入できます。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えることとなります。

このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなすこととなります。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入できませんが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象となります。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入はできません。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合となります。)

問 1 1 求職活動を行っている場合とは、具体的にどのような場合ですか。

(答) 就労支援機関等に求職登録をしたうえで、以下のいずれかに該当する場合となります。(④の場合は登録は不要となります。)

①月 1 回以上求人への応募を行った場合

②次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月 2 回以上行っている場合

・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等

・公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当いたしません。

③公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

④障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認をすることになります。

問 1 2 資格取得貸付については、取得した資格と関連する就職先に限定されますか。

(答) 結果として取得した資格と関係ない企業等に就職しても差し支えありません。

問 1 3 各種奨学金（日本学生支援機構等）との併用は可能でしょうか。

(答) 独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金について、貸付対象が重複していなければ併用できます。

問 1 4 措置費の支弁(就職支度費、大学進学等自立生活支度費等)との併用は可能でしょうか。

(答) 対象経費を同じくする他の国庫補助事業との併用は不可となります。資格取得支援費については、措置費の特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなします。また、対象経費が、共同募金等他の民間助成金の対象となっている場合は、当該助成金を控除した額が貸付額となります。

問 1 5 進学者として大学在学中に貸付けを受け、卒業後に改めて就職者として貸付けを受けることは可能でしょうか。

(答) 大学卒業後に就職者として貸付けを受けることはできません。